

2024年度中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）

募集要項別添資料2. 調査支援対象費目からの変更点

No.	項目	頁数	内容	変更前	変更後	備考
1	II 1. 一般業務費 (4) 旅費・交通費 ① 航空賃（国際便）	9	旅費の分担	調査従事者（採択企業・外部要員）及び地域金融機関が別業務に継続して従事する場合、もしくは別業務から継続して従事する場合は、渡航前に必ずJICAコンサルタントにご連絡ください。費用分担の観点から事前に打合簿による合意が必要です。	自社業務と兼ねて渡航する場合、旅費（航空賃、日当、宿泊費、日本国内移動）は採択企業とJICAとで分担します。このような場合、その旅費の分担について、JICAコンサルタントからJICAに対して精算時に報告書を提出しますので、分担する旅費の詳細情報をJICAコンサルタントにご連絡ください。	2024年度採択企業より適用
2	II 1. 一般業務費 (4) 旅費・交通費 ③ 日本国内移動費	12	日当・宿泊費 の計上可能期間	<派遣期間が長期になる場合の日当・宿泊料の通減について> 日当・宿泊料は、本邦出発日から起算（複数国にまたがる業務の場合は国毎に起算。ただし、自社都合で業務国を離れた場合はこれに当たらない。）して、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について基準額の100分の10に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について基準額の100分の20に相当する額を控除して上限額とします（すなわち、31日目からは上記基準額の90%、61日目から上記基準額の80%が上限額となります）。なお、同一国で複数の案件に従事する場合、案件ごとではなく、一渡航の総滞在日数を対象に上述の控除を行います。	<派遣期間が長期になる場合の日当・宿泊料の通減について> 日当・宿泊料を計上できる業務従事日数は、国内移動を開始・終了した日を基準とし（複数国にまたがる業務の場合は国毎に起算。ただし、自社都合で業務国を離れた場合はこれに当たらない。）、30日を超える場合には、その超える日数について基準額の100分の10に相当する額、60日を超える場合には、その超える日数について基準額の100分の20に相当する額を控除して上限額とします（すなわち、31日目からは上記基準額の90%、61日目から上記基準額の80%が上限額となります）。なお、同一国で複数の案件に従事する場合、案件ごとではなく、一渡航の総滞在日数を対象に上述の控除を行います。	2024年度採択企業より適用
3	II 1. 一般業務費 (4) 旅費・交通費 ③ 日本国内移動費	13	日当・宿泊費 の計上可能期間	日当・宿泊料を計上できる期間は、出発時は搭乗国際便離陸時刻を含む日を開始日とし、帰着時は搭乗国際便到着時刻を含む日を終了日とします。したがって、出発日前日及び帰国日当日の宿泊料、出発日前日及び帰国日翌日の日当は計上できません。	日当・宿泊料を計上できる業務従事日数は、国内移動を開始・終了した日を基準とします。ただし、本邦において発生する日当・宿泊料は一連の日程としてチケットを購入した場合に限り、また、現地渡航と同じ単価を適用します。	2024年度採択企業より適用
4	II 1. 一般業務費 (4) 旅費・交通費 ① 航空賃（国際便）	9	発券手数料	発券手数料は、税抜で航空券代の5%を上限とします。	削除。	公示回に関わらず2024年10月1日出発以降のフライトを対象とする。